

育成センター

延長利用中止

(現在育成センターで延長利用しているが、利用を中止する場合)

延長利用取下げ

(延長利用の申請をしているが、利用を始める前に申請を取下げの場合)

届

年 月 日提出

西宮市立留守家庭児童育成センター
指定管理者 様

フリガナ

保護者名

〒

住所

電話 ()

次の児童について、下記のとおり届出します。

フリガナ		性別		
児童名		男・女	生年月日	年 月 日
学年		年生	育成センター名	(第) 育成センター
登録コード				※登録コードは利用許可通知書に記載されています。
延長利用中止の場合			年 月	から利用中止
延長利用取下げの場合			年 月	からの利用予定を取下げ

【注1】延長利用取下げの場合は、延長利用開始前、延長利用中止の場合は、中止される月の**前月末日(末日が、土曜・日曜・祝日の場合は、直前の平日)締切**となります。郵送の場合も、**締切日必着**となりますので、ご注意ください。

【注2】届出が受理されるまでは延長利用対象者とみなされ、利用実態の有無にかかわらず育成料(延長利用分)が徴収されますので、ご注意ください。

【注3】延長利用中止(取下げ)の受理通知書は発行いたしません。

届出書の提出・問い合わせ先

〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30

電話 0798-41-4421

(福) 三光事業団 鳴尾育成センター事務局

受付印